東雅

三










東雅巻之三

地輿第二　筑後守従五位下源君美撰

東　ヒムカシ

西　ニシ

南　ミナミ

北　キタ　古言に時東西南北乃方位を[illegible]いひし詞風乃名あり舊事古事記紀









天孫日向高千穂之久士布流多氣に天降
りましゝ後城を求めましゝ河内國笠縫
邑に宮居まして朝日の直刺る國夕日の照る
國くしのふるとて云ふ事見へたり後異方征を
日向のおひしをはなれて海をしろ
東西南をいふ事もなく神武天皇河内の
軍をそ悉うちまもりて終に東征乃

字なんと今なるさゝ也此是らは史撰述せ
時代よりしるされし事なれは當時よりの
うちいひしなれとも志らさる也又日本紀の成務紀
に以東西為日縦南北為日横山陽曰影面
山陰曰背面とみえたるも是にても東西
南北をよこたてと明して日縦日横とけしと
事也これ始まりしみやこはそれより東西南

此の名既に定まりしは此時に始まりし事也
日継日嗣等の名義定られしは是又其事
されと不詳なりしは日本紀十八日継注してヒツギと訓しされと万葉集の字釈の詞にはヒ
ツキと読よりヒツキとしるせり日嗣又足りと書も有ありさりとは東西南北
乃名のことばいつの世の時より定まりしやしらず
ともしりがたきことなれは東をアツマといふものはしらす
日本紀にも其事の由を見る事を得ざれは

ふしてのち玄々紫の吾嬬（アツマ）の義人とはあら
ずへは東西南北の名はしるれとも東をアツマと
いふのこゝろにかなはず左右のへだてといひ
また彼くとあらしと傳へられは後人乃ふ
ところなれとし其徴と説は足らず也
此事もまた世の人の新説と定められむ。みをおもふにいさゝか
は我説をとりふることあるしゆゑ東はひかしといへるは
こは日むかしは向しこといひしは日むかしとは向しこといひしは
後勘に景行天皇日向に至り子湯縣に幸し丹裳小野に遊び

すひし附東にあたりて此名は日出る方より向へりとのたまひ
てニまひを日向と名付給ひしといふ事日本紀并に日向
風土紀に見えたり東方をヒムカともヒムカシともいひしも其義也これ
同しく西をニシといひしハニシ子シといひし詞にて日没る
方ゆゑなるべし万葉集乃詞にし須流渚の忠辭雲り
伊須比流くといふ事を諸本には伊須比流ゝと見えたれど
二条院御本には伊須比流ゝと見ゆ此本是浦の點せし
不分訓也仙覚律師の抄に詳に見えたり万葉集の諸本異
同論ある所也又吉備に日禰くといひし事もあなる
し允恭天皇ありし日根野にて遊獵しあひしところえしハ
即今和泉國日根郡にあたりし地名にして其ある日根
郷といふあるこれニシ子シといふは西を日没るといふことにしてニシ子シと
いふことの略してニシとなりけるハ今試にニシ子シといふことを
證り合て考ひ物にもニシといふことにあるとは南を

ことくもこすむといへるは此外は武内宿祢の哥に阿布弥(アフミ)縣
淡といひしを淡海と海といへりし事なれは日本紀歌に注せし
さらにこすことはこのことくに海のことをとりていへることなし
上のこととといへりし其海もすといひしハノこといふにしたれ物せし
事前に注せし陽月の注にみえしたるくたれこといひ
祠八月夜見尊といへりしことといふことしはして見に明の事なふ
く日本紀にし東海道の字読くウメウミとといひたり字
とは海くことといひしめしいふは湖海くウミといひしハ湖海くの式道り
あることを南れ方海りれ事し而すなハく右付られし
とや上古に国此葦原中国を北方は紀の山にかたとも隔り
て南方も海なくまでしらでも東方をさして右付てことと
はいひしくいせをきゝといへりしを北(キタ)にて又陸(リガ)く北の日の出没方
をまつらは海見て方にり対し西陸の方をといへりしく古語り
きたといひりてりといひしくふとらは皆是焼の世ふロカいと

いひしこともやまとにも漢字を伝得し後ハ分の字を借てき
タとミクマリなどもいひならし分の字を讀てキタといひしハ日本
紀に大分君をヲホキタノキミともヲホキタキミとも讀し倭名
鈔に豊前國彩分郡をニヽキ多と讀しかさなどこれらく又讀
ミクマリといひしハ古事紀水分神の字を讀らく
クマリといふ也なをしかこそなかり延喜式に水分社
の分れ字讀てコマリといふもあなりクマリの轉語に
キタといひクマリといふこともなきこと更なる詞にハあらぬきといふ
こともに轉してクといひタといふこともに轉しててクしと分れるゝ
又日本紀に少除名の字を讀てソヌカノミナと云やソヌカ
といふもまたキタといひしこともにて異なることもにハあ
らねソヌといふもキといふ詞の轉せしにてカといふハタといふ詞
の轉せしにて古の時ソスカといひしを今ハソカといふなり其ハ
初め東國にムカシといひしを後にムアシといふなりしてクタと

いふも当國にて渡坂の峠よりひくくサヌキといふ所を越してムカシ
をムカシといふもソヌカをソカといふも古の人ハムカといひソカと
いふことにムカといひヌカといふ言を常たくはひし也今もそ
れらの事なりけれともこの詞の意ハ世にもきこえぬなり
上世の初将の日乃おりまれ日れ没る所をおらし方を最北ふ
こちらをさしてキタといひしにこれ何れ指してか其年経
の此地をソヌカといふ事も定めし也葦原の中国なりけむ
初めこそ我はその東南の方も皆海にのぞみし地のみにて
のこれる也山重なりて人のおさふるをもて只其山をすて
以北の限りとおきし其方をかしてソヌカといひしや日本紀
に陰陽ニ神大八洲を生ませしひし事をあされし一書にも
秋津洲の外に越洲を生ませしひしこと見えたる纂疏にも
古世説ふるへに渡分之越と我国にて此地は遠属に引列と
いふべしとして見えたり後の代に至りて三越の名起りけむ

らくこそ其の分別によりさだめし事ハ古きは其ころハまた郡
あらさん何とて國之職の地をわけ分別のことふハ郡司
おし錄事へなども何とて此にみそくる事ハすべて職員は古書之證
之職員の古説もなし今按するに何ともしてハ其義の据る事もよ
くし難き有へき

已上官位

國

クニ義不詳古語にはクムともクヌともいふ又ク
ヌともいふ此も皆古語入時世にも上世には天
子封しいふ國には必クヌともいふと見し事

されハ漢にて地といひしをくにと訓る也

前にいへりし地の條に詳なり

舊事古事記に陰陽二神

国土を生成さしむるを和職めひし事を本とせる

国土乃字を讀てクニツチといひしを日本紀に

は国土の字を訓して州地の字を用られ讀て

クニツチといふには旧事古事記の紀に同し

州とは国とハ稱土といふ義なるべし也

見えたり平生といひしハ谷寄の義ありと
とみえたる事也　或ハ住吉之事のことく古語に谷寄れまさりてりといひりクニといひりムと云
クモといふことを云ハクてりといふ
ことしれハしかりしかり　古事ハ藤井氏す
其の記に伊豫二名洲と云此島者身一而有面
四毎面有名とあれて伊豫也讃岐阿
波也土左國其の名を分ちしるされ又筑紫
洲亦謂身一面四面有名とあらはれて筑紫也

豊国肥国日向国等の名を分ち定められし
かことしら哉らもくさるは大といひ国といひしも
一島の内にして国おきられしも皆その界の
義あるに似たり　或説に国をクニといふは郡の字の音乃轉としくといふや初国則年
始りし時国常立国狭土尊国主等の神をもて両せしと
見くさりたれしの時ノ郡の字の音轉してクニといふとも
のはしまり給ふむともせられた見国郡の名義は別に
記せしその物ははなしく述せる

郡コホリ舊事紀に神武天皇即位の初功臣

なり国造縣主なるを多賜ひしとあるなれど境
の代々國といひ縣といふ事と見えたれど郡と
いふ名は見えしは成務天皇四年二月国郡
立長縣邑置首と見えて又年九月隔山河
而分國縣隨阡陌以定邑里などと日本紀に
見えたるぞ始なる古文れしるしは郡縣の義
其の地となされしかとも古代に在ては文字有

しかはあらんなれしかにて国史撰述の時にも
あめらるされしかはみて郡といひ縣といひ邑名
同しうしゝて一定定かならさりけれ
は国郡縣邑としるされて又国縣邑里なとも
しるされ又縣の字讀てアカタといひしかと
又コホリとも讀て郡縣乃二字引合せてコホ
リと讀し事ともなくなり 孝徳御宇 孝徳天皇

大化二年正月畿内國司郡司を定められし
凡郡の大中小を郡司の大領少領主政主
帳等の官を定られしよりして古の縣主等
の制改められより後代々の令式皆此國の
語よられし所也其初縣をアカタといふ
ハ分（ワカツ）也其國内の地を分て縣となしたるを云
後ノ郡をコホリといへるも韓地の方言ニ

村

おしく即今も朝鮮の俗郡をも縣をも並よコホルといふハ古コホリの轉語く 或説よコホリとハ和訓也といふ 古語にくゝる義ある なしとも知られねと

ムラとは衆也群黎の聚落をいふ邑の字讀てムラともいふ又同しく日神天邑(ムラ)君を定られしく目代又成務天皇の御時東郡邑里を定られしなとも見えむしかとそれく邑と村

とも字同しからす○と云字ハ異なれとも同し景
行天皇紀に村字を讀ミレといふはムラとふ
訓の類多し又安閑天皇紀に作村之地経て
ヌカフといふは多然帯生とし地然ヨウ也
いひ蒭生とし地をナラと云ことし後へし
ヌカムラといひしにも見えし村ハ讀てスキと
いひスクといふことハ西海の方言又古時

人名姓字等に村主の字見えて漢て久に
とあるが如き也亦百済之方言にて凡姓字に
村主と称せしは皆是大漢之韓等の諸
蕃人これが中に漢人のことも其祖先之
韓の地に流寓し彼土の村主なとゝいふもの
聖朝に帰化せしに賜て姓となす
しも有しと見えたり

里サト郷の字ニ讀く又同し郷といひ里とし
いひも字同しけれとこも讀くサトといふ
は相通し用ゆる事ありしと見えて重出
也は和銅の詔に諸國郡郷名着好字と
ありしに延喜式よりし諸國郡内郡里名
並用二字ツ必取ニ嘉名とせられしかとも其是之
郷里も字ありし讀くサトといふはサは狭之

トはにしき狭くしてにたるなり謂也又大化の詔及
ひて歴代の令式に見えし造戸籍之法に
られも凡五十戸為里とみえたり郷にハ寛狭の
同しからぬありとみえて凡居ニ狭郷ニ有楽(ネカフ)遷テ
就寛を處置遠くとされし法あり又度(ハカル)地ヲ法五
尺為歩ト之百歩為畝ともみえたりさてハ汎(ヒロ)く
言ひしくサトいふも郷里の字通し同からぬ

きこえ凡造戸籍度ル地等の法にあつくハ
量ル字を用ゐて識事ハ書字ハ音を用ゐ
しるしたり

道

道ミチ義不詳上古より道をハチといひし道(チ)
早振(ハヤフル)といひ伊都之道別(イツノチワキ)なといひし是也
又ミチといふもミは御(ミ)也チは即道也
古事記に清路の字を用ゐてミチと讀む

たとへハ嶺をミ子といひ埼をミサキなといふ
これぬし南北の阡としタチミノミチといひ
東西を陌としてヨコミノミチといひ大路ハオホ
チマタといひ小路ハコウヂといふ衢衢篇乃字
読てチマタといふハ道の分かるゝ所なるを水の
分かるゝ所をもミナマタといふ如く流るゝ泥れ
字なるを読てミナマタといふよし辻乃字

因て漢字に十字（ツジ）の字なるは後世の俗
創に造るものなれは経路をタヾチといひ
間道讀てカクシミチといふや　タヾチといふタヾは直し今俗スグミチといふこれとカクシミチとはあらはに人の通るをいひしなり
又京職の東西南北の坊七道に分れしを初崇神
天皇の御時大彦命武渟川別吉備津彦
丹波主命等を北陸東海西道丹波の四

道へ至る流れとされしと見えしハ山陰東海なといふ中に見えし如く

山陰東海の名ハ前にも
方位の縁よりえたり

それと書きもらし国史に
見えし所なし　其後景行天皇の御子彦狭嶋王を東山道十五國都督となされしと見えしは東山道と云ふものゝ始めなり其後成務天皇の御時國縣を分て邑里を定め以東西為日縦南北為日横山陽曰影面山陰曰

背南と見えしハ山陰山陽なといふ事の始也
又其後孝徳天皇の御時畿内を定られ
しこと紀に見えしハ畿内といふ事の始也天武
天皇十四年九月東海東山之陽山陰南海
筑紫に使者を遣はされしと見え
しハ南海といふ事の始也文武天皇大宝
元年六月凡其宰郡司ハ其ニ庶務一依新

令ニハ云勅せらる也是日遣使七道宣告諸新
令為政テせられしより遂に千歳内東海
東山北陸山陰南海西海乃七道を定められ
事の始まりなるべし

驛

令ニハ孝徳天皇大化二年正月初置驛馬
傳馬及造鈴契と見えしは最古なり說文
小驛傳を置れし始也驛ハ馬字ニ從ヒ八十

こゝに倭名抄には唐令によりて驛の字を
讀みてムマヤといへるを注しるせど萬葉集
歌には波由麻宇麻夜（はゆまうまや）と讀めり抄にはハイマ
は即早馬也ハユといひハヤといふは略語也又
驛路乃字をはハイツナとしよみしを見えたり
日本紀には驛使の字をもハイツカヒといひ萬
葉集にも驛路をはハイチといひ驛舎をはハ

イヘムマヤといふ驛馬とはハイてゆういふしりハ驛
使をもすいハイてもハイてのカミちヒいふ事
後の代にしいけもの方ぬ早馬也りなといひし
しるゝ之しゆ見ん三十里ハ七置驛荒驛並に
驛ある傳馬を配しくさい驚ぬ語共令式等ニ見
えて所ゝの水驛ハ驛家よ舟を置丁候配也
へきは徒あり其水驛（ミツマヤ）としるゝつやしといふし事

源氏物語よハ見えたり日本紀并よ萬葉集
の哥よ驛舟といふも見えたり仙覺抄
には驛路乃船のうへとえんくり是驛使よ
驛馬等を繋置しる處にかゝへいひたる又亭
の字日本紀よしるしてヤムチと讀しを和名抄
にはアハラヤと讀し釈名に亭人所停集之
といふ注を引館の字をタチと讀て一ツにム

口りこしハ始客舎を以ふへしと注したり芝本参
元明天皇四年ハ始置都亭驛と見え
されハ本朝ハ唐ノ所謂郵亭館驛なとを云
是也タチといふ義不詳ムロタチは周禮ニ
三十里有路室路室有委五十里有候館候
館有積なといふによれりと見ゆ

橋
ハし義不詳天地の初ノ陰陽二神天浮橋

のとり立のはしといふ事見えたり　舊事古事日本紀なとに
丹波国風土記にも此国与謝郡東北の隅
に天椅立（ハシタテ）といふ所の事くし見えて播磨
国風土記にも其国賀古郡に石橋ありて八十
橋といふ所の事見えしと見えしを舊説には
天浮橋とハ丹後国にある所の名也此名と
いふ人されども皇孫天降りましし時にも

天浮橋にうきしてて筑紫日向の高千穂久士布
流多氣にあまくたりしも見えたり又今
日向國にをかしき神迹ありとも聞えたる
荒られしも天浮橋とよぶもの後代に浮橋
なりといふもの事にては又大己貴神皇
孫のみことに此國を避奉りし時に高木
神被神れにあふ天之日隅宮を造れる

往来（ユキカヨヒ）に海に遊ばれし奥の九色にある橋
浮橋を造らせ又天の安河に打橋造られ
又天の安河に打橋造られしと語しめし
而るにこれを高橋浮橋打橋なといふ事、
制せる家へつらねし置らいは今いふ而れ橋の
事とも見えさる古語にハいまたしはいかゝ
なといふ語のことゝされ彼ことは経間をも

されとも級はむしろ堂と基との間級をいふ段
とれを階といひ高きに下れとの乃をいふ段
ものを桟（かし）といひ著しくふすのまに鳥の嘴（はし）
獣の嘴（はし）なとも皆もの食ふへきの物なる
口との間をいふ段とのあまりは橋ともまうす段
箸洪羅の縁間をとゝきたる物なるにはしとは
若濱にいはまちし儀道とカケハシといふも

雨は世義に異なるへからす備前には礎石
の字を讀てヤマノカケチといへり硅の字
讀てイシハシといふは石橋の杷の字讀て
ツチハシといふは土橋の又備前礎橋乃俗
楊氏漢語抄を引て慈臺は橋有爲不監に
之柱其形似慈花故云かと見ゆれとも橋
柱の擬ゐ漢にて護朽といふ物是今俗に橋

のギボウシといふ名へキとハ葱ヘボウシは帽
子なり此よ葉しむるへし

津

ツの義未詳古語よツといひしハあつまる乃
義なるされと集の字讀てツともツムとも
ツメともアツムアツマルなとゝいふ也津とハ舟船
の集る所なるをいツトいひしなるへし　アツムといふアは發語之詞
着れ字讀てツクといふもまゝ此来し謂
也そ名らそはといふ詞しあれるへし　日本紀よ津の

字トなりしも證しき舟船の出る所なるゆゑ
也また之ナトといふハ水門にて舟船の出入る所也
も志のいふ也 之ナしいふナ まいと覚し 何彼風土記ニは湖
ル字読て之ナトといひ係共詞よハ説文乃
水上人所會也といふ説成りて湊ル字讀
て之ナトいふや女も河もあを海をも
あを水を湊とつきは皆ハタメりといふ良證也

其義なるをしらハ不詳

關

セキトセキとは塞（せき）セトとは不也要路を塞て
非常を備ふるをいふ孝徳天皇大寶二年に
初めて關塞斥候防人を置れしと見へたりは
是等なりとも始なり今の世は伊勢國鈴鹿及
美濃國不破越前國愛發をもて三關として
皷吹軍器を設て國司別て守護しを備

も兵士を置れ甚しく尽て八重千度越
前國愛發關をは廢せし所近江國勢多
關を置ることも隣置関ありしか東く海いまも
廢せられしかれは正史格式等につへされと
詳ならさるところ多く候といふハ兎も要れ
地ふして烽を置る皆相去る事四十里にして
無烽は是を置れ烽子（トフヒモリ）を配して晝夜伺

然ならて候ニ害ニて賊ありて城ニ入烽
を邊門寇之時も昼は烟を放ち夜ハ火を
邊門急速警を告ル事急にして飛脚の如く
かれも烽の字読ミテトフヒとはいへし河
内出雲安烽を廃し始メる見烽及大
和生馬日烽を置て平城ニ通ぜしめし 元明和銅
へしことしも見えし 文正治斗 防人之は大宰府及

城

此之関爲乃守防ル兵戍にみえ防人讀て
セキモリといふハ上世ハ衛守（モリ）なといひし
とみゆ、邊割とも見えたる字
ニ口義日譯古語にキといひしハ城柵なと云
也されと城の字をも柵の字をも並に讀
てキといひしハ城柵二字を引合せてもキと
讀爲り
古語にキといふハ限し義あり垣墻をカキといひ
關塞をセキといふの類ニて後里にてハ城柵をキと

いへりけめと謂ふの
義をやいふべき　日本紀に神武天皇八十梟帥
を戮ひ給ひし時皇師作城處を城田といひ
やまとよまれしは始て城の字を少し示しき後
垂仁天皇紀に皇后以兄狹穗彦王反して稲
城に捜られしといふ事見えて積稲作城其
堅不可破此謂稲城也とみえたり舊事紀
にも又此事詳なれは古事紀にも其時の事

いと詳に見えたれども此所ニ稲城とかけるは
て積稲所ゞ城なといふ事ハ見えたる古の時ニ
イナキといひしなれと成務天皇紀に縣邑
置首ゞ京縣邑ニ置稲置とも見えたり此や稲
置とは後ゞ屯倉を主る屯倉首(ミヤケノヲフト)してさ
事を掌らふつかれしにしく小稲置なるものを掌る
ものと見えしやさて稲置といふは租稲を

蓄積むをいへる塹を穿里垣を築きて常
盗賊水火のために備ふ被積塁に擬へたれ
ども制にいへるは古代より千キ作里
しをいふものを隋に漢字此ものと事を
あらためて及びて置と城とを字を讀む事を
も義も同じといへる城の字を借用ひしより
かねて遂に積稲て城すといふ説も起り

し之雄略天皇紀ニ見へし根使主（ネノオミ）を擽り
し乃ち稲城乃宗峻て皇紀ニ見へし物部
守屋大連の趣し稲城を構へし皆是ニ同し
狭穂彦王の時乃事日本紀ニ見へし不数々年多
くりとの事さへしるし垂仁天皇五年十月皇后の兄狭穂彦
王反して忽積稲作城其堅不可破謂之稲城踰月不降皇
后悲しみ皇子誉津別命を抱て城中に入る是天皇軍
兵益して城を囲まれ城中不動しの皇后皇子をおさしむ
ゆ軍ハ綱田に火て焼るり及ひ皇后皇子を抱して城を
踰へ出しまつてとられ遂に其兄王とおり城中に死しぬを
見へくれ焉すに紀にハ七年の詳かなるハ例に紀ありとせるれて

四年の秋九月丙戌朔代甲皇后母兄狭穂彦王謀反明年冬十月
己卯朔与皇后共に死于城中と見えたりこれ日本紀よ見えし
不審ふへき一也古事紀にも皇后城中より入給ひし時す妊身まし
しかは天皇これを思ひ給ひて猶更に軍をゆるして急に攻
めたまはすあしこえんとする八城の焼んとして扱するにもあらんする
皇后皇子を抱きて入給ひしにとあれは是日本紀に見ゆ
事共ゑふへき二也古事紀に皇后御子を生給ひし後に
城外より出させて授られしを天子に御子をとらせ給ひ
此子ハ母命よ以給ふ名いふそやいふへきと問し給ひしに
今城焼るむ時にしも生れ給へる本牟智和気の御子と申へしとて
答させ給ひて後再城中にありて兄王と共に死し給ひし
于事の始末詳ならすしかりその本牟智和気の御子也
名付させられし者とは品火之古語にムきとも云
ともいひしは火也ワケとは男子の称也旧事記日本紀に

小書されしかとも其字ハ異なれとも補しやすとこそしれは相同し
ことし日本紀に見えし稲の志らく明らかなれとも何の故よりかく
唱名をハ始められけむ是又能考ふへきことなれとも今の事には
こと〳〵しき故略しつ其事見えしすてにふかくれたとし此條ハ
、とあるにいはれとも積稲作城なといふ事ハ古事記にハ見えされ
雄略紀に見えし示の如く城を囲ミ攻むること一年を経た
らむにハ稲穂残る嘆火にて焼亡しむなれの隠さす
あらんや日本紀に按るに狭穂彦王れ稲城作られしハ冬十月
にて守屋大連乃稲城を作りしは秋七月なれハ稲熟
急に作れる因稲とも刈穂ありへし根使主稲城を作り
しハ夏四月なれハ刈穂むへき稲のなきは同しからす之も同れ事にある
されしかとも根使主か軍のなかりし人小根使主らく天皇の命に
従ひしか其子小根使主ひそかに人に語りて天皇乃城ハ堅からの
らん我父の城も堅かりしといひし事なとて人をして根使

主の宅なりけれハ実に古言のむなしからぬも古事記も
なしとなくて稲をのみをしるせり稲を積て作りなせれハ宮城
ともいへるを思ふへしされともいはれたる意に書を信せし書なきには
其つくりとしかは津をなしいふ所に此城の事を知らしめ
なれとも其ねしかれは我国の城は稲を積し始めなるを
いふ説もありときこゆれと家の思ふ所をしるしおくのみ
又皇極の皇紀に蘇我大臣蝦夷父子家
外作城柵門傍作兵庫更起家於畝傍山
東穿池為城起庫儲箭とあるは古代
よ城といひしものゝ制詳に見えて

大中兄皇子彼大臣の子入鹿を誅しめひ
臣入法興寺為城と見て侍り中大兄王子臣
位れ之年 臣兄天智天皇の字 是異於對する為に彼為
筑紫西へ為金城火筑紫築キ大堤ニ貯ヘ水ヲ曰ニ水城ト
其後長門筑紫讃吉對馬為れ西へし多入
城御築かれ又大和國する安城を築て積ニ穀
与ニ塩なとこそれしは此時新羅家國小二心ゆり

又唐國に内附し百濟高麗等の患をな
およぼし奉りし故よりしや歴代或は
筑紫に新城を築かれ或は大宰府をして
烏の城どもを修しめられ或は烽燧を修せ
られまたは東北西辺の城堡守防修理の令
も見えたれどそれらの城どもいつ頃の比にか廃
せられけりとも知らし詳ならず元正天皇の御

元慶年の夷俘反乱出羽秋田城并同国家を焼かれしと見えし其西辺乃城堡を廃せられし始めは聖武天皇天平年中諸国防人を停められ筑紫之防人を停められし事とは諸城既に廃せられしか右之ごとく也見へたり又柵といひしものは孝徳天皇四年造テ渟足柵ヲ置ニ柵戸ヲと見へしは東北辺の地に

柵造らせられし始なり（渟足ハ古の郡今の越後の国沼垂郡ニ在りし處）

元明天皇和銅元年の秋越後国より新たに出羽郡を建ん事を奏せしによりて之を許し給ふ

而を経され二年の夏令メ諸國ニ出シ運中送兵器ツ移於出羽柵上ニ

五年の秋始て出羽国を置る

又北の蝦夷を討つ事ありて九月之を平ぐ

後に又其外より諸國の民を遷して出羽柵

广り砥さる也陸奥出羽両乃国よあつ称
の柵国史にミえしにも洽く分加ゝの陸奥
国風土記並に壷碑ホたりよ数よ出国文
城趾も多賀城ハ鎮守府将軍大野朝臣東
人神亀元年よ築しホ之趣ろ云国史に見
多賀柵とも称されより古時よハ城柵とも
名芸りしきといひしかは文字も未ホ通

周ひろくしなる位し又條名おほよそ出るし
雄勝秋田の二城ありける事見えされとも今
は此近き頃の城趾廃されすとへて
城並に邊塞の事上世にありてもいまに此多
所ありし此事始くはえれしては及ひてかく甚
守する韓の地にこそあり流石も後も西
邊をもちし人を要とし又其後に始めして陸

奥出羽等の國にありける里邑屯軍營なれ
あらしめしれともいひしいふ日もて庭濟
ゞ事にし見えけり今の北緣邊結設
人居皆於城堡内安置せしといふ文によりしハ
古語に城柵をキといひしは置の義にや
あるらむ 堡は多と柵 れこし 其後城の字讀らるゝにと
いひ柵の字ハ音にせしふ讀てサクといふこと

義ハ是始東北邊の方言よりおこる條名
稱へし墻壁の類に柵の字を收め讀て書れ
ゐハ已にサクといへる說文の編豎木也といふ
注を引きしは日本紀に柵字を讀てカキと
いへしものさいふて城の字を讀てミヤコといふ
それはやゝ後れぬ又讀てサンといひしハ百濟
の方言條名抄に櫓の字を讀てヤクラ

といふ城上守禦楼と注し庫の字ハモノ
クラと読と注軍器在庫といふ唐令也
書紀日本紀にも庫といふ庫の字並に読て
ヤクラといふヤクラといふも箭のクラハ坐くヨリ
古語にクラといひしハ坐置なといひしなり　稽械蝦夷大路の城柵ニ庫ヲ
儲箭ヲしと見えしも此く又倭名抄に塹の
字注にホリキといひ四声字苑にいはく遶

氷去水掠やと注せしハホリとハ穿やキとハ
限し轉戕蝦夷大路穿池ヲ為城と見えし
とのはして即今の城也　説文ニ塹地為水を隍と
いふと見えたり隍を俗カラホリと
いふものなり日本紀よりて宮隍てイホリとい
軍営しと注せしは前代軍舎を隍築ちてとし
者義有経又牟又立城をとして郁補ハコヤ
一向よロクキやといふ如衛士屋をといひしハ條

京師の義なしといふことゝ見えし也

見へるそ万葉　京の義といふ事ハ穏念の代の時よのふみにあり　帥今衛士なる辻書ならいふものことゝき

ものしまさいハ文選の事ある時ハも林をかしてコヤとす

乃あるはあるさいものとま座しさるしそり

都

ミヤコミやとは宮處ハ古語よコといひかゝ

いひしハ帝也天皇の宮殿しあふ帝城いふ事也

大文字なかといふのむかし京の字讀む事也

亦同し城の字をよ讀てミヤコといふは皇城

京城なりといふハ義之天武天皇八年に初
置關於龍田山大江山ニ仍難波築羅城と見
えしは羅城といふそれ始なるべし　漢にてハ羅城とも外城とも羅郭とも
あいゐしく今俗にも郭なといふものゝこくし郭の字古訓をきく
はよくは讃てクルワといふ義亦詳ならずクルとは回之事を
クルつるといふもまして云りワとはまろく回く浦回里回なといふ
事のことくさしハ郭とクルワといふもこれら此義も城を回繞せる
の義なりや

鄙

此義不詳上古来は邑落を称とせる田式

是をしも立のふ為語るに天ほ外て荒
既をさしてアマサカルヒナといひしハ天離
るゝ如く遠く日ハ隔り離れたる義なるべしから
ばヒナとは日無（ヒナ）や後に漢字を得て夷は
字を讀てヒナといふ舊事紀日本紀に下照
姫の歌をも今號（ナヅケ）夷曲（ヒナブリ）とあれバアマサカルヒナと
は天離夷（アマサカルヒナ）と釋日本紀に注せしよりこゝろ足く

鄙俚にヒナとは日居し田舎のけ等小中悪邪の由なりアマサカル
ヒナといふことゝし略し田舎のいやしくにして日長きを云やとされ
とも上古の代にそありて此義にもしてかゝる詞ありしとも知られ
田舎徒てイナカなといひハヒナといふ語の残しものなる歟
すへて夷人をエミシといふハ神武天皇紀より来
多のえみしをエミシとよみ夷をもと釈かしめんて
日本紀にすへて夷の字を訓してエビスといふと注
せられ蝦夷の字を亦訓てエミシといひエミシ
といひエビスといふも語の転りしものにて異なる

詞にもいはれ旧説には彼島人類をさして
蝦（エビ）夷しらるなるを云といふは蝦夷後にも
エゾといふ漢人の書に野作（エゾリ）と書せしにはじめ
ものとしらぬ説をもて詳なる説 神武紀にも あるにエビスと
いふはみへる彼島夷をさしのみいふにもあらぬに又毛蝦とも
ものとエビスといひし彼島夷此類をさし似たりしあやまり
思ひてその詳なる 傳石鈔にも見えし鄙の字義をもて
事をよくへらしは
アツマといふ旧説にいはれしは蝦人といふの

おもしといふ也アツマとは東方の地をさし
ぬる也邊鄙の字東方の人をのゝしり給
出しともおもはるゝ

坊　マチ

市　イチ　條名坊よ多敷字苑名以て坊名
別屋又村坊なり鄙の聚處て市やなと注
されと讀てマチといふ也しハ區別の義なり

其義にして洒しまふ所の田間の道成
町といふ田しりれ是俗には町の字を用ひ
来りにも成しかるべし市讀にいちといふ
いちは集也いちは道也百貨聚り来りぬる
道をいふなるべし又漢名坊巷屋宅都小肆郎
家居店等の字を収めて肆讀ていちと云
といふ肆は陳物處といふなれば同讀に市

店ハ物を陳(ツラ)ねおく所の謂にして後の俗
見世棚なといふものハ郷家にて俗に停賣(ナ)
販貨家なり津屋といふに注せりけれと
又俗に問屋といふものあるをいひし
又店家とも俗にハ東西町といふ是又坐賣(ナカラ)物
舎といふに注したりけれハ是も坐商の居舎
也と俗にハ店借てタナといふなとかとら

此乃坊とハ街市の惣名にて商賈来
里聚りて交易する場を市といふ客商
をとむる所を邸家といひ坐商の居所を
店家といふその物を陳(ツラヌ)る所を肆といひ
人毎坊の門を立しハ坊門といひしを後俗
是を釘貫(クギヌキ)といふなり釘貫(クギヌキ)とハ門墻の上
に釘をうちぬきて其さきを返されしとて

論る事を常務員ゝの座之といふなり

已上國都

壒嚢抄
小児由

此九坊とハ街市の惣名にして商賈
里巷なりて交易する墻城市といふ営商
なるもの所を郵家といひ坐商の店所を
店家といひそのあき人を陳る所を肆といひ
又坊の門をむしハ坊門といひし俗

東雅巻之四

神祇第四

筑後守從五位下源君美撰

神カミ　上古之時神といひしハ人也日本紀に神聖神人等の字讀てカミといひし即此之義我國の俗凡稱してカミといふ其尊尚之義之有所ハ君上のごとき官長乃ごとき皆是をカミといひき此よりて後世乃これをいひ遂て神字をあてし上古の靈ある人をもてカミといひしこと今人の神靈

こゝに於て思ひ称あ気力にひまして大御神をひ

名つ力こまし見於いて文をひいて亦勝して以手とて

ひきいたしまいらせしは大比の隠れまし玉へかさね

再志のすに及ひす力こ亦称して天平とて天ひるの日神

乃御名は於保比留咩の武智と申 秋日本紀に尓国常立らまし

神の名は大元命遊神と申し文八百年遊神とゝひて

おゝしきこと比売之二柱乃名 古事記は八尋乃御名は

大日霎貴此云おほひるめのむちとあれは私記
にみえて古語謂尊貴者為武智自餘儲非武謂之尊
武謂之命日神是儲非之最貴之故云武智ともあり
されと旧事記にも大日霎尊とも見えて又出雲の
し神乃名は大巳貴神とも大巳貴命とも記されたり
むちも武智といひ尊といひ命といふ其義相叶ふなれ
とも見え須知ても信用ひかたし字にかゝはるといひ

錯簡アリ依テ
一二三ヲ以テ次トス

とも読みてこくにはミえぬまして上にたゝ読てカミと

いひムチといふ事あるの詞にて字は大和振にたる古語に

大伴宿禰読て廿山ムチといふを倭名抄には文ゆり

貴の字読てムチといひ彼の字読てムチといひ大人の字読てウシと

いふことは又読の時し　下にも略き尚の衍あれハ上の字

読てカミといふ義なる字にされと文法の字亦読てムチとも

いひし

又カミといひ縮めてクてきといひたり日本

紀年にみえし　天照大人命武ミ熊大人熊曾猿梯日

到り桃樹の中に隠れ桃ノ子を捧て詩経に記しとハ
又も軍逃逃了然るに用桃逃鬼之縁と是より申せハ
何もとき鬼ハ嫌せし候ようにて左のごとく古来上古し
殊よりてといひし事は只鬼ハ逃る事ハ優名物の故の如く
絵やう及びて漢字にあてて又名者有しと記す
居りいはそして去隠の字の音訛りといふことかハ
いてあつへき鬼物とも又は鬼ハ隠に属す事也ハ陰の字也

音よりて名法をしるしたれハ内となるなり又
仏といふをば出處胡地之神めぐる像の儀を立る時に
渾邪王祭天金人と度しといふもの是也さるを
經の我國へ入しハ百済より吾欽明のころ
我国此經を見我名法なるくホトケトいひしハ
百済の方言にありし也ホトケトハ佐れいらに擬
浮圖といふ語を寫て物をしるし称して是をさす

而先に語てましとせる而即古事記を閲到
迷者尚不遠也といひ古語雅言に書き以来不知古
頻問故実靡識根源をもいひ上のものは
などみえたれ倭名抄の撰集読てなしこそいひ題辞
諸深後しも而稽集乃詩を言等あれ之まゝ深し
又見詩詩等の国々あらわしてこその正並一味清浄の字と
国而先にみえてまりとせる稿輩から述言は誤り

隠しぬる人見ぬのよに出くる無也山一つとも出

みと志ぬるをしるしゆゑとし　旧説にはのかなること にて鏡といへる

こしみゆることは源くるもとは此つ所見えしまゝ及もす我の上の鬼人ハ

一天地と氣を見つきすしとよするとし鏡さとてかこしいふ是

大かたみなんとは鏡といひたるのハこれよりも多く見よりおもへ

そのまゝ行われへこれらのことをもハあまりにられすにこそ

あるも　又倭名鈔に鬼於尓と云て或説に隠の字の

音於訛也鬼物隠而不見故俗呼曰隠之といへり

旧事記に陽神黄泉軍のしめに追まて黄泉平坂に

命まし熊成山熊成峯新羅王子吾捨齋来利し
熊成龍なといふことは必ず熊字にてといふハ
もとより百済の方言にて都之名なり七雄の熊を
呼ことにて也といふは大なるも古言の通用かたる之例なるに
にてあるる漢字にて見えしかし初ハ彼地の博士等
於國文字を書記されハも字義に従はで紀名にて
記し彼方言を書紀の熊字を假字に用ひて假字は漢

字と申ハ漢國の字ハ假名ならぬに依て古の時
すりくゝといひし假名の音ハ總名の字ハ假名の國
かり名とハもと字を借用て假名とくといひしとハ
みえされとひとつにて以前のよしハ諸々假名にて
ある京九ミ女ハ難くもなきをまを會女房ゝもあら
假と古の時より女之京將してくゝといひし字ハ遊り
見えて未せぬ九古ゝ丸石作之未ひし漢字丸

已上神鬼

宮こや義下の文教の條々こえてり文教を遊りて様を

欽きれらるゝすれ始ハ舊事古事日本紀等の書ニ

接りきち未の訣左と貴録れも免に左り陽之成

造るも天地日命して一ち然とおしめらもし故

ぞて其す乃起申とし(き)たへ曰詖る天陵と

心抑ハ杦とも分りとらひ兩大訣文の中に立て心杦比と

いふその極ハ神秘の事なりといふ也こゝに授の事を記り
夢後なれハもとより生死をかくる危きに至る更宝珠ゆへに
甚深とはしるへきなり八元気天即ハ権現即ハ権以ふ
出起るの八三二といふ事旧説にありといふ是永き
義理をいひつゝ万象総シテとハ標之神切其原杖のひ
しるすなりて新羅王門へ掛まての後無之
師といふハよし記所收之詮湯ニ非深穀虚遊

立田ひめといふも大和国龍田にます天中八柱国中柱と
いふ者の後ハ代々ありてハ見え示つめとる
皇孫の命日向国高千穂の久士布流多気にて降利
まし坐る時姫に嫁まして其すへ名行を見る其
事なり成れ切宮居の地を見るに扨ハ四国中の天経也

柱の建つるこそ標榜として文意あはしてといひたり
顯宗天皇記にもみえて室壽の詞に築立柱は此家長
御心之鎮也とあるを見て之波天日隅宮の制のよれハ
旧事記にも見えし処も詳にして後代に及ひてやう
爰らましくさと殊に大社中社小社の差等もありて正殿
幣殿拜殿舞殿寶殿會屋外舎雜舎なとしふの
さまざまの定制ありて其後佛法の造り王子造り抔と

いふ也これハ定制の同しからすともあらしと見え候と
なる也これ氏と詳くしるさハそれ悉く岸にしるせる
あり候
社ヤシロヤシロとは屋代也京にやしろともいふ由は神の居
代なり上古の時は地を払ひ斎場を設て祭と
斎祈り候あとの斎場成候上にハやしろを立
後にも斎場と成候さへいひしハ斎場をことに厳

み代より前の事也 古語拾遺にいはく清き代に神代より
それ已前かゝる類ひの以前は伝説也
歴代紀といふ書あらはれしより前にかゝる類ひのことども
あるべしともみえず 大倭国葛城三諸の社は大三輪
大神のましまして大己貴神の命をしづめ給ひし所なれど
此社のしるしは宝殿等の制もなく唯斎場を
設けられしのみにて神籬して社といふものもなかりし
なれば社の字を用てやしろとは読しにや 延喜式の
神名帳に見えたる下の神社の社のしるし今もあるは

其神蹟さへあれはたとひ社殿の廃れ壊れて
たゞ礎とのみなりてさる跡なくともあるへし初より
大三輪の社のことくは無論殿舎なくて山を祀
らせ給ふ世なりしかはこれ則古の制なり
ありてこそ無殿とかうもせしを末々つゐにいたりては
多くはきらくしき殿の制なりゆきそれをこそやしろとは
事はなれ代の俗なり古のこと覚えぬ社のさまも

随てもりといふ也されハ杜をもりとし社の字の読を
洋ふ社をこそよハ杜を読みて毎随てコソといふも坂不洋
天武天皇紀ニ杜戸臣の社の字コソと読ます万葉集にも社をコソ
コソと読し多くある又延喜式神名帳にも見へし大和社の中
コソとよひし古社あり長阪をコソといひし
いかなるゆへとも志らす候

神籬ヒモロキ皇孫天降ておはしし時天児屋命謹
して吾まさにみつから天津神籬及天津磐境を起樹て
中國に起樹て吾孫乃おほんに斎奉へし汝天児屋

命天太玉命は天児屋根を始て葦原中国におゐて
吾孫の尊に仕奉りましそのゝち神武
天皇大倭国畝傍橿原宮にて即位ましまし
元年宮中天太二社の祓殿の神籬を建樹まして又
崇神天皇六年秋八月倭笠縫邑に磯城瑞籬と
亦喜して年てるにの四の記り本紀又古語拾遺
等にこれあり亦日本紀古語拾遺乃類本新撰

ヒモロキといふとみえて又垂仁天皇三年乃条新羅
王ノ子天日槍来帰也其中に熊神籬一具とあるも
有此字旧注に神籬者義謂之神境有限域之といへる
神籬良坂本之神境は天香山の榊をひさらき立と
以上武説に是より秘事あり唯説のよれ大小ありと
以是古説は日本紀纂疏に出す所ハ後説にて説三位
宣賢卿の抄書れし　下を見え是卜部家の説はし

て沐浴離の形儀をとゝのへはきもの家ゐに三種の神器代
納めしものゝことく天覧をもたにゝてのまれ
我家に於て立花と志るされ侍る初て水辺芸列
かひなき見風花玉の二流に流しかひて不辨をも
ことを秘するなりしかるにこゝろみて家も千花はるほまれ
よ花洲の口傳にて天下諸家の流の立花かんの
明を若ちへき所ありけれは我相承てへ七つ口きと

闢気しもの草創わかりうちしも天地定天在王の
二神高木の神の孫をうけ給ひしこと也されは
てより物部の連天日槍の矢事ありけれは諸説
みな神を祭まつりしもの見え給ひしは天智の田
りし也然後へきぬしも見ゆるにいふを
の流れをうけてもおほく餘やあれとも其の
ヒモロキイハサカと云義のことは無不詳かにしるし置

字読てヒモロキといふ者別く古撰一物之 神籬の字読の とくヒモロキと
読もしまうしむら八神は所霊之古語ニ霊とはとといひ
垂ノ籬も内外を守ヶ限ヶれは此字ヶ読くヒモロキと云なれ
古前ヶ仍てもヒモロキは文ニ於神ニ字ヶ而しいふかしと
坂本ヶつといふことくありしかハ今も神垂の後に宮がよたく
予ヶ宇す喚本を根としにさして我後古さく古礼皇孫
天津をとし世ニ天津神籬をお寿まして祭やけむ
そもしも王の身にて両京く真ニさ面成かしゝ晴れつゝ
後ゝも猿田彦の神皇孫の御出ふみそて流りまつりて
生小起ありといふ天照境しま天の香の比をとまかれ
しるのすもしりはすなもち内の代く祢といひしくの
ことふんとす世ま祢は廊中にき在宮としまゝ廃を
在出としいふて神籬は叢有詞ふといふ説ゐとれハ叢封の字

こゝも是まの漆絹紙に出る縁草木火焚にも境之と云ふ是
にしいふへきもいまいひし其それ本名なり又忌垣あり域
へといふによりて壇域豊界皆曰地を域とし云になりて
ゆゑこれを城域とは墓限をいひてこれ但し城の字を
古よりひのつけしことはと信りひしかも字にうけとこ流
こゝ山陵にあるは家をもとよりありて忌むにてもあれは
陽籬ミツカキ古語に瑞籬とふひ瑞垣といひ外部といひ
千部といひ皆これ玉垣なり語かに宮の前なりの
事は玉垣にまたイカキともいひ亦イカキといふ也
鳥居トリ井は天沼矛に鳥居切鎖に構て名く

門雛棲之と以て靜逸之趣ニ雛棲を名乗とし又楊氏か
説おもしと混せり淵源説多かを云譏とす（一説
ともいふをもてみれハ盡ク信せられかたし　世ニいひ伝へ旧き古事
日本記等にも出たる海沫のことにあつかりしにて門西不一井
あるといふ事も見えて又鳥井といふもの始まりしを名乗し
方がいひし大事あり云云秘密と有りけるを又之波
語なりけり我国の鳥居以ての事なりて禁庭の制に始
とあるが如くに定めしにはあらすして陰陽家者流云秘密
等の説をも信じ依りて縁すゐあかしも取るとも云なとして
鳥居といふものゝ始めなく云と貴ふとても見えたる八
正史より見えて所有の様なれとも以て尊ふるに天台宗

戸ぬ内にこもり給ひし時なり 原文に 闇く葦原中国
悉闇し是に因て常夜往き八百万の神等憂迷ひ
天之八湍河原に神集ひ集ひて高皇産霊神の子思兼
神に謀らしめ遂に諸神の謀り出して時に神
天照大日神磐戸を開きましてより天照大日葦
原中国も明るくなりし時に諸神大に歓び
給ひしも祥瑞甚だ不従ぞれ而此事ともに其の代
神事に始めたりし始めなり顕神の沙汰の是始まら
もしるの最初に常世乃長鳴鳥を鳴かし
めたる也何故なれば記に見えしは此事也
為に如く是なされけり旧説に之此す八雛鳴
て天門開く（これの事ふ和しても）初りは
祥神の憂迷ことしえぬ信り八祥瑞の此を是れ
大の時に保ち給ひし手力雄神小神の後え成るで

我俺此頃浄瑠璃を廻しくりまはしをもしろき出来
ミえされされバこそ此ほどにいつにかはらぬ新座の門のまへにハ見物
頃もなしと諸く群集して芝居とも評判
出されたハ彼者の名人の芸ミをとにかく仕とりて
芸名代も今に知れ渡りハ名にしあふことさへもいかにもあらん
さすがの浄瑠璃さしも其名の者ども おそらくはとも見え
今まではおゝよそ此よりも嬉しさの有様なりけれ
もとの如し見つけし去てされしこのやハおのづから庭
浄瑠璃を披露して庭を稽古書和歌に成
心ある人様子ばかりにて聞る事流行されし
其所作を以て其所作に又其座ならずト井
といふことそれを割(○)ことはいかにも似たるものと見てよく
家国をおこしまた其上ハ漢梵とも雑とみてそ

微とすへにあれ

注連之〆倭名抄所引顔氏家訓の注連の字は

収めたり又十八之證云日本紀ル尻久米縄の字は證す

世に用ひしと浮かり日本紀に端出之縄とあり

されは證きたりクメナハとよむは古の訓に

よれる縄をもてり此の什掛を按るに

あらしかはゆりクメとは家の後方をいふへし

注連の字旧読てしめといひしくしめとも標界と
書もまて標の字を読てしめといふ也

神庫ホクラ日本紀に神庫読てホクラとよめり也
天紀は詳せす乃これは垂仁天皇八十七年に
春五十瓊敷命此所にて神庫を掌てあり
かたしとて御妹大中姫命の辺にあたふ
の給ひしに手弱女也天神庫登ありかたし

此中にいひし如く氷庫は此ところに有べく
神庫のことは様々にいへと乃ち此にいひし也文に
読て神と氷庫も様々のまにまにていふべきを
ましく氷庫の字なとも読てホクラといひ氷廚亦
等の字並読てホクラともいひけり倭名抄には
廣韻抄を引て寶倉の字ホクラと読て一つは
氷藏なといへる説あり又も従て氷洞のほし

きこゆれ翁年久しくいひ傳へ侍るに一同して
いふこともあり此儀も同様我和名しるすとぞ
日本華京中西域理穂図とものしるし
ミえたり　まこと未詳を採りて辞書に見え
蓬莱を玉と神にみてのせて書ることを京くきこへ等
無徒し穂根こそまれ書いへることしとのしるし
しるす　御す此外等あまたミえて連ハそのことに
秋庭の瑞穂を萬の宝餅のごとく抜穂の斗穂或
收る稲無く庫のうちにみをホクラといひしより
起りて此は神宝を蔵め置く所なれはホクラといひし後
しかるに是或人の説より叢祠の字をホクラとし読
めしといふ叢祠のうちは本の神籬の陰なとをもいへる

賢木サカキ旧事記ニ見ゆ天鈿女命ハさゝきとりて
也し則天香山の五百箇真賢木を根抜して頭玉を
と取懸て太玉命廣厚稱辞せしと見え
古事記にもねこじにこじて真賢木とあり
日本紀にもねこじにこじされし根抜の説よりて
しかれバ賢木ハ字を反て坂樹と書るなり
古語ニ坂木ハ時といふよりハ栄木にて大に光

しるす也 按るに此加祢之詞之賢木と志るし
坂樹と志るしたるハ借用也の而の字ハ異字を
大ふ源にサカキとかきて後用し萬葉集抄ニ
サカキと後葉よりの本にハすくなしと見えたり
又日本紀ニ齋前之榊樹八十玉籤と書されたり
私記ニ後玉籤を坂本之むかハ字すの名之坂樹と
見ゆく地判云て五穀之事しすの抜て是を載と

をかたまの木ハ賢木成地の判者にもとハ玉鐵

とまいひてん　玉ちる共ハ後之と八大流本拠とよれ

玉といふ本をかきりしものことをせと

あまの岩戸の地にて判者の前にて盛といふとは万葉抄に

にくしといふ詞は巾着といひてあり字といひ枝也

ひれといふ鏡といふくしれ路これ本土へ今もさせ

名をいひしことをくさといひ陰をくてといふことなても

いまよりはかいひ又のと

くきしといへるのあらう　倭名抄ハ張綬物をして

龍眼木俗にさかきといひ又物名にある龍眼ハ某子

の名之見于本草桙字書と作る龍眼木と

とも井カきとする事ヲ詳ならハ漢ならまれ桃の
字也と記セ神と無民所の本つ一らなき我国の徳
創造也乃思之ヤき以ハカノきとハ桃之とし云泛ヲヲ
藻塩草に旧事記ヲ記ヲ記名ハ是丁所ハ天香山ヲ以
也と見えて天香山ハ和習箇五ヲ本我縁ラ乃と
恐ひちらなり乃八ハカをとひ井カきとしヲ系え樹
あて一地之と隠ら云ヲ或ハ後の代くら見ちヲ遊ゝ

代々に毀来良男のしまりへみえの表しはあるて
正しきの徳は記すまじき
いかのまにかは淳なり

已上神祠

幣帛　ミテクラ

麻　ヌサノ

木綿　ユフ　旧事紀に曰拝天日鷲命をして作さしむ耳

古語又天富命率諸斎部造幣帛令麻績祖長

白羽神種麻為青和幣後令津咋見神種
穀木綿以作白和幣並一夜蕃茂也後令天日
鷲神造木綿して より幣帛澄くミうくると
いふ儀ハ御代を守り禊の綱とうハ神之
りうとは座の事を成執して神祭尊の義あり
麻續く又サといふハ衣流して麻を麻サといひ又サ
といふも侭の衣称也

據にミ大サともアサ又サともてサ
又サともいふかとれ麻二よる

和幣　注てニキテといへる古語にきてといひし和テ
ハ荒妙ニ對して柔にやはらかの義ニキテとハ元も布
の精き也　旧説ににきてとは衣にこきりて布と麻の糸
如くいふもある布の中にて和らかなるをいふ
むかしの説に布帛の類すれは其祝にきてとは延喜
式祝詞に荒妙　和妙　荒稲　和稲なと見えし和といふものとく
毛幣物の稲して納るをいへり御幣の古語にきてといひしハ
和之といへれて　和幣二字並て注くにきてといひたる風也の整
せん篆和幣の和にへし　折額　粕　麻注て
幣之　御くとしこうへてう
アサといふ又ヌサといひしといふハ楮綿のきよの

紵苧とし誤くカラムシともカラともいふ倭名抄ニ
玉篇を引て楮ハ穀木也といふ即此之木綿是也
云りといふ日本紀私記ニ木綿自有木綿ハ樹即
桑麻衣皮為之とこえあり古語拾遺ニ豊後風土記ニ
速見郡柚富郷此郷中栲樹多生常取栲皮以造
木綿因曰柚富郷と見えたり即是木綿樹皮
以之古語也二ともいへハ凡物の主向きなり

と見えたり又ゆふは衣之たくひは粗末布也
いふものゝ總名と聞えて此後紀にも
木ゆふかつらといひ麻にもあれ苧にもあれ穀木
にもあれ楮にもあれ是を浸しさらして絲とせしもの
績ひて織る物をゆふといふなりされは麻苧
らうをは青和幣といひ又ゆふといひ穀と楮とは白和
幣といひ木綿といふ是をいひ白といふはさるとぞ

古畫ハ本絹を切さしはさミて薄絹にて
出来たる以下のものたて其之節大紙とまて繋き合す
ことなれとも是等ハ國手の人より八分のましたる絹をいふ楮木
皆もみ流行出来ぬれともまた宝暦頃の紙かなれ
みゆかれ
古語拾遺ニ穀木ヲ本綿之としる之
穀ハ木の故ニ謂之繊維を布とふるハ本綿とれ
穀木の花なるは似たるを四季記に見えたり
所まて日本記秋花奈波国風土記にも見えたるもの
也とれハ志のもれよは前にも大嵐樹にて傳え於ハ事知之

すそはきの樹といふすをしかせしものを
わかれたる識に詳書に云く衣は絁を栲といは
こ樹皮をもちて衣服を織りしみちは栲
といひ又樹綿と謂りて帛とみせしを麻
にて粗しきをいひて荒妙和妙分ちしる荒妙とは
ゆふはたに御布の字を荒妙と書しをも古来造り
家これをなしくまで和衣の字を和妙と読しより
日本紀に公卿補に和妙則帛之名荒妙則布之名と記せ
られしハ此世の制よりて後はしらるゝしこと有り

上古ハ皆々和たへ布を着しとせしよしなれハすなはちと

いひしハ栲樹の皮をもて織成せしにて是を栲といへるにも

といひてあらたへハアラタヘといひし之ハ粗麻と綾き以

織成和衣是和衣荒たへ和衣也と云へし麻布にて

また和衣の字ハ同

ひしなり　　同書紀日本紀に栲幡と云

其機織なる機之事を栲にて白栲衣と栲領巾

なとといひ日本紀に栲衾といひしことも紀に多し

布を衣中ハ衣となししなるへし文同書紀

栲縄といひしハ其樹皮をもて縄となしたるなれハ

此様ハ所作未生き偈をこし十と云ふものとおもふへし
沙羅の誠母を本源備ふるものとしるへし
舎利　東寺の仏舎利こ十と云ふ様ありて四院に納むと云ふ本説ハ
白きこそ中ほこも流漂して生きの全にあらし
これにそれも経済の神髪跡て西域小国にくされハこ十ノ
国と云ひしとのつまり大僧せ樹経を捧けておき
志方によりて波羅とて涅とをきの霊像月にて有り
林徳と云ひしものにあるへし　古語に白道と伝ある
白様と云ひしよの院との道のまそころにしこにといひ
あん挽網を様と云ひしよまよのはとさらハ枝樹とこすの
本のふかころの本として流の様ちしりあるも古風なこ十
ものす　沼こ十まといひつ京様と剥と云ふすとなくそれとりめハ

さし物の法を別ちなるよふなるし　又本綿と書て木綿と
何られもしるへしれ
志しめ本綿と随しいふもの八其天神女沐浴青山を
天羅を木綿とせられしに起りしといふ説あり
木綿の字謂そ又きといふ者は説ハ本説と存り
せし竟ハ秘あらして事に記し又使ふなるよしを
用書にハ使ふなりの称きを次にしてあらんやあり
蘿の字日本記に謂てヒカケといふ説もあれ共古の

詠よき日記に出る仮名遣ハ唐韻を用て
女蘿くと清しつゝ文字胆く錦ニヒカラヒフラと字
毛の木乃葉て天鈿女ハ天の香山のまさきを蘰
とせられしより娘とも云ひ明乃紀のあはれに
まさ坂樹を蘰ともいひしとも乃紀にまさきを
春しつゝ心に長く枝遠も見えまつて真榊とも
し北条乃拼也の読みて一ヘサキカツラと読へし

ゆへハ聖の祀日にも記にも見えし古坂樹を植て
一サキを幣帛とせしは天照屋戸開の時にて
ヤサキリ
なへ幸あるよしを云事なるべし
テサキ
万葉集の證にも見えし古今の字註て一サキと
いへり　旧説にヒカクと云ものハ陸地にせよ六月藤
葉といふとみえて又旧説に榊の字にて紹
也しうとは常に本綿を緋といふ紙の紋安といふも
即此へといへり本綿を隠日藤の綿の線をといひすへハ
皆この度代の制にかはりたるへし旧事記にも
ヒカクとも雑し　一サキを幣帛とするとみえたれ紙を

こゝしられハヒカクとも頌あし てけきを蟹行とすといふ遠
制のもれハ昔今とわたる本源を帰としてものゝこと紀元
漢人もハ後にもこゝえし半ことは伝部の巣によれ
そなひし字のまふつ記め僕字に就すゆしき半ま者
あへしといひしハ我土の古語を転おり實なとれ
見あそも我国の古語ハといふものハ太古の時より世に用ひつとし
不称なと漢字と伝ひしに是ひく後字を借りひぬ事を
失し岩に我語し漢字とも某をわかり木目にゑみの本
曲も又浙ハりしに前を漢りし字形と似る也とすする又ハ
幾そそうにハ漢字尊きの名指執し此きを被仮の古典をも
あひぬるにきほうへ旧事紀に本源の字借りひらましし
こと終に梵字と以て樹はこれを抑もハ向係多なき本に古文字本源と
いえを定しもの我国のころといふ称のさくなれきて字ひ
借りひらきしかみえされハ漢れる平の極らとして

響訪の遊らし所も大小本草のこ老りされて極く
とは樹をいひこと遊しとは器をいふの略りなれるを
かくは衣服器速とは何すれの文を改竄して穀部毒之
尔は穀之者也れ私記には穀といひ本草といふの
三両の杜すとは辭初に見えて白者本草に樹とあるし
白ともに樹といつもの樹之いふはれ明らかに見えて
杜の古かせし所まで洋の心も海名杜まへ多れ其小本草
此被を読て三才とひ画草注云本草折之笑白僅長之也
許ししこの草木やあやれん本書かり是ひ洋手に
書て本杉り杜仲と被て注あいとこ三こといひ陶弘景
杜草に注云杜仲一名木綿折之多白絲者を注して
これ其芸といふものは今の樹之といふの我明して見せさ
中てとは見えて陶弘景本草に見えて杜仲の絲をもつて何その記
和名本草の字か注せしのこみて三才はされは七八二三こうりしと

いふのハ詳ならず或ハ其花ちるとき楮々とて木綿と
そゝすれバえてしりぬべし木綿の楮といふものゝ
白くしのゝにありけり古語にハタクといひしをば
赤眼しらにハあればものゝ所々紀に楮の字を借り用ひられ
けるにや楮は紙類を作しとなえてその紙の名をいふ
楮のうちにみえたるをも字を借り用ひられしならん
日本紀古語拾遺等にもしるされたる万葉集のうちにも
まさにくたへといひならされて楮はもとこれ山楮の一名
にして紙の木のたりといひたへといふのことく縁なきにて
みえぬをも存する紀もあるべき字を借り用ひし紀の字に紙
のひく読くたへとひとつとなれば楮皮とて造るもの
麻穀なしとて古世の絶して白きは麻にあらざるよし
日本紀義疏にも楮の本草にあるは訓曰多保都
深しともいえるにや古世又タクといひしといふものかり

ミ樹ありてのゆかりにして甲乙ミ從を作るなり
所之これと淀後のと花或は七曜と辭ふ不及りす哉の
字ふ物也これよりの成之倭名抄ハ杜沖ハ八ニことひ
志て即た從り女ぐハきしてこれ子と萋生形ひ
くサきと云ふ渋くとも云ものにてサきかららと云ふこれもの
中元くこれらの地方多く秋なし所作らくれよ続し
本也と如侯

糯力ミコ子

神酒　ミワ倭名類聚抄具僕須と同く糯須乃力ミ
コ子といひ淳米也と注す又或ふ釋日本紀花

日向臼杵高千穂二上之峯に天降ましとぞ
天暗冥にして昼夜けさまへられ此所の曖昧
二人参せしまうりて御ともなりて稲子穂を抜て
穂とふまれ枝数しかくよくみちら天開明となりさせる
千穂二上峯といふことここにかへりぬれは俗々数年にて
筆此姫も此児もまいりて精米ハ倭名抄に能登の
河沢ちかく温にてうつしまいらひ精米ハ以て皇神

とほしろきこそとは即汴稱之倭名抄又漢書
をこし由汲米縣縣にトきといふことは白之トキとも
見たりき事を後三トくといふ譯東ともいふ遊なり
縣といふ事汴河は倭名抄に見え記紀とりて
總てこれといふ汴河をこれといひしられは古依國
風土記に汴河のよしを志るしてこれをもしられは大こ
懐古のきめにし河成懐まつはし河水をうつしおとて

河名とす又名をえたるなりけりかの水よりて此海を
称てもいはれしは起しところなり今も滴露の雲く少夜の
等す罪つくることをまつはすによりぬるすへしもサカハ
ヤシといふハヤシとは皆其の訛れるを
もよし倭名抄に葷類蒜等の類でクホといひヒラ
ことゝいふ延喜式にハ葷類を蜜すゝ定所葷類を
こそすとなる葷類の字読てヒラテといひその
取ハ之乃ことし泥をつれうつゝ土とらひヒラといふハ

其形といひしは年して内ならぬ調之ヒラウト
いふものハクホウの画とうたへさとの華書の字を
用ひしハ祭古しく依氏館後の物精小楷業とて
せしり形之されハ隷書 隷行等の字とも満てここハ
うとはいひけさまのとれハ漢人の説おもここえし
此典下私書九すれまて 依色篇 此等精の楷業とこえつ
も種館ヲりといふ良將間し待之令ハ依まかよきといふすは
すハ楷字と藤くの意之文用札大根雑九拝といふものあり
も家振篇といふ作りハ両年相聲とこえつり唐の法に依ゆく

秋文ハ此今傳ハ解ハ南平未聲と之弟ナ初歌ニ書式ニ
大嘗会祭衣ヲ欽め稲舂とうたへ ラ御代之儀ニハニ列ニ
カミハラウツ舟ニ云之ト儀ニ出様ハ既ハ開舂ニて是といひ名れ
式人の稀ニ賤ニ舂て稲舂とのミ宗儀ニカミハうといひ
しば遊ぶ之澤とのへしる幸ミ丁ニ鍛錬の字を誤字
ニ而訓読とみとしと誤てカ千といふこしといふ之此説
乃ことなきニて其を解よ其世まさの説とを知ほ本也

已上祭具

陵　ミササキ

墓ハカ浮裝冊そろ非云すひしぬなるにむと御琴囲との

堺比婆の山に葬るとも紀伊國熊野有馬村に
葬るともいへは此の山陵の始なるへし伊弉諾尊ハ幽宮
淡路洲に御よ構給ひしと見へハ堵の壽陵のため
なるへし古ハ墳遠かる所を云ひて天子冢を葬る
以せしに諸家帝平世に至りて登葬所庭也
小葬斂めて墓と云なれとも今ハ墓と云す也
及ひ所之墓を武ある所の樹の本に顕貝卷て奥

漆葉廟所見とあれとも しらのこまかひしハ

かのかその奥ところえあり

の山陵より始て代々の山陵のすえまて図書にあらハれて

今度あらためて山陵三ケ所の墓地域の制までえらへ

天皇をはミサゝきと申し 稱をたてハ八カ所をいふ

みないつものはかのかや始めん仁徳天皇記荒

陵の字ハ陵に分てひかりたかのことき葉字陵

むかし日本にむかしをうしにいちましにあらの御代の御陵

むかし用明にあひしをすゝにちかはにあまたの代の御時に
まことにあつのことを承制ものごとくうつたへまつらせしにより盛行
にせとせ千セキは拝薬之おしく薬々之以力とに薬あり
いかとは地を嫁まて葬なりしひかりいか毒おし（きりおわ）
にまれにれ後天皇九十代のひ御ひまては後々にいかとひ
うるとさに任ゝえ行きし雄略天皇帝為押猿皇子を
迦ひのに馬飼のその對会中に殺しおひ皇子の御をとなの
眉輪は四頭の仲まつとともに殺さるゝと坂に皇子の
御子殺宗に天皇即位ありまして御父の妃をうひし玄次
そとめおりしおとこの捷し瑞山王韓蜀妹の老婦をを
ありてとりへ再けれ差あれ皇子の御骨を仲子ゟ皆とれ
てあつかうりれは射殺中に雙深と造起く五縁一葬
姪せ吴彼老婦償郁しおひまこ縁に居りしめおひき
其兄の韓袋宿祢は初皇子の殺されおひし時の業て連し蔵く

其交際全く條約を守り山別陣幕張山新道[illegible]
れ切りして獨立の姓役城山[illegible]
物の襲降し捨て御出[illegible]
遊ぎ落を言ひて[illegible]

寺子ハ我國体[illegible]
しかの世には[illegible]
日本紀[illegible]神[illegible]
古[illegible]蒙[illegible]
古[illegible]


H+K 2
GretagMacbeth™ ColorChecker Color Rendition Chart
15.01.2002